

川口市立高等学校附属中学校 令和7年度海外研修旅行仕様書

1 業務名称

川口市立高等学校附属中学校 令和7年度海外研修旅行の企画提案及び実施業務

2 履行期間

契約終結の日から令和8年2月27日（金）まで

3 事業目的

- (1) グローバルな視野を持つ生徒を育成するため。
- (2) 本物の体験を通して、英語や文化の多様性について学ばせるため。
- (3) 保護者からのニーズに応えるとともに、公立中学校一貫校としての魅力を高めるため。

4 業務概要

- (1) 事業全般の実施に係る全体計画の企画立案（実施計画書の作成を含む）及び実施
- (2) 実施期間中の現地対応者、宿泊施設、移動手段及び訪問施設等確保及び調整
- (3) 語学研修及び交流プログラムなどの企画立案及び実施（現地における運営体制の確保及び運営業務全般）
- (4) 事前及び事後研修の企画提案及び実施
- (5) 事業全般の実施に係る危機管理全般、トラブル等への対応・処理及び相談
- (6) 事業全般の実施に係る諸手続き及び清算業務
- (7) 教職員及び生徒、保護者等への事前説明及び各種資料の作成・提供
- (8) 実施期間中の一般的な安全確保、健康管理

5 業務の条件

- (1) 対象年次
令和7年度川口市立高等学校附属中学校3年次生徒
- (2) 旅行期日
令和7年7月19日（土）から8月17日（日）までの期間のうち「5（3）」に示す期間
- (3) 旅行日数
「5（2）」に示す期間のうち、プランA（5日間・4泊5日）、プランB（6日間・5泊6日）の2プランを設定し提案すること。なお、そのうち最大2泊分も宿泊については日本とシンガポール間往復の航空機による移動（機内泊）に充てることは差し支えない。

(4) 目的地

シンガポール（※訪問地及び滞在地の方面は指定しない）

(5) 予定人数

22名（生徒20名、引率教員2名）

※上記人数以外に、最大52名（生徒50名、引率教員2名）での実施とした場合の見積書を作成し、別途添付すること

※各プランの最小催行人数を明記すること。

(6) 旅行費用

- ①企画提案時における生徒1人当たりの旅行費用の上限額は定めないが、国内の経済状況を踏まえ、保護者負担の軽減に十分配慮した金額とすること。なお、レートの変動に伴う旅行費用総額の変更に対しては、受託者確定後、シンガポールドルのレート変動状況を勘案し、改めて調整することとする。また、見積書作成の際のレートはシンガポールドル（1ドル114円）として、日本円で算出・記載すること。
- ②上記「3 事業目的」及び「5（3）旅行日数」を実現するとともに、可能な限り保護者の負担軽減に配慮したプランとすること。
- ③経費には、交通費、宿泊費、食事代、施設見学科、添乗費などの諸費用及び消費税等の諸税、研修に係るすべての旅行費用を含むものとする。
- ④引率教員2名分の経費は生徒分とは別に見積書を作成すること。
- ⑤生徒の参加人数によって費用が変動する場合は、参加人数ごとに分けて見積書を作成すること。
- ⑥事情によりキャンセルする場合のキャンセル料の発生期間と料金について、自己都合による場合と社会事情等の影響による場合とに区別して記載すること。

6 企画全般について

次に掲げる全ての事項が達成できる企画とすること。

- (1) 現地における宿泊先は、ホテルまたは清潔・安全性を担保された宿泊施設とする。
- (2) 食事では、食物アレルギーや宗教上の制約を持った生徒等に対応した個別メニューの提供が可能であること。
- (3) 現地コーディネーターが本校生徒を対象とした語学研修を企画運営すること。なお、企画運営業務には語学研修を実施するために必要な時間や場所の確保等を含むこととする。
- (4) 語学研修とは別に、現地の中高生等との交流プログラム（グループディスカッションや文化交流など）を企画運営すること。
- (5) シンガポールならではの自然や文化に触れることができる観光や体験プログラムを企画運営す

ること。

- (7) 最終日までには、ショッピングができる機会を設定すること
- (8) 事業を効果的に実施するため、参加者に対する事前及び事後の研修を企画し、本校において実施すること。なお、別途料金が発生する場合は、その料金を明示すること。
- (9) 感染症への対応（現地における入国・帰国時の条件や現地で感染症が発生した場合の対応、今後の対応変更の見通し等）について記載すること。
- (10) 研修期間中、添乗員は、受託者が主体的に緊急事態やトラブル等の発生時に対応できる体制を確保し提示すること。

7 宿泊施設について

安全、安心、衛生等が十分に確保され、教育旅行における宿泊施設としての適切な環境の確保に十分配慮された施設であること

8 交通機関について

(1) 航空機

集合及び解散の起点となる国内空港とシンガポール国内の滞在地直近の空港間は直行便の航空機を確保すること。なお、集合及び解散の起点は羽田空港または成田空港のいずれかとする。

(2) その他

- ①シンガポール国内における移動手段は、必要に応じて貸切バスを利用すること。また、公共交通機関など、その他の交通手段を利用する場合は、参加者の動向の把握及び安全と安心が十分担保できる手段とすること。
- ②自宅と集合及び解散の起点となる空港間の往復に係る費用は自己負担とし、旅行費用には含めない。

9 現地見学地について

- (1) シンガポールの歴史や文化、自然や環境などを十分に感じることができ、中学生が見聞するに相応しい建築、施設、名所、史跡等であること。
- (2) 入場料や拝観料など別途料金が発生する場合は旅行費用に含めること。

10 個人情報の保護について

受託者は、業務の遂行にあたって、川口市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密は他人に漏らしてはならない。また、業務完了後においても同様とする。

11 各種保険の加入について

- (1) 荒天等による航空機の運休や行程の変更などに対応可能な旅行保険に加入すること。
- (2) 全行程における事故や怪我等に対応する傷害保険（救援者費用込み）及び施設設備等の汚損・破損に対応する損害保険に加入すること。
- (3) 感染症の罹患や校内及び現地におけるまん延状況の影響等による旅行のキャンセルや延泊、治療等に対応した保険に加入すること。また、当該保険を適用する場合の留意事項や条件（必要となる書類や手続き、方法などを含む）等について明示した資料等を貼付すること。なお、感染症の両国内での位置づけや取り扱い状況が今後変化することが予想されることを鑑み、企画提案時における対応状況及び今後の見通しを踏まえた提案とすること。
- (4) 上記保険の加入に係る経費は旅行費とは別とする。

12 精算業務について

- (1) 参加生徒の旅行代金は受託者が直接、保護者へ請求するものとする。
- (2) 引率教員の旅行代金は受託者が直接、学校へ請求するものとする。
- (3) 保護者請求の旅行代金の徴収は受託者が執り行う。

13 その他の条件について

- (1) 企画料及び手数料は旅行費用に含めること。
- (2) 感染症の感染者発生時の対応について、受託者としての対応計画や対応が困難である業務について具体的に提示すること。
- (3) 日本及びシンガポール両国への出入国に係る費用及び支払い方法等の取扱いについて具体的に明記すること。